（前のページより続き）

○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う財務省関係省令の整備に関する省令（**同**三八）　一八九

○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛**二）　一九一

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境**三）　一九二

○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令（**文部科学**二七）　一九八

○医師法施行規則等の一部を改正する省令（**厚生労働**七九）　二〇〇

○厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**八〇）　二〇一

○船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働・国土交通・環境**二）　二二五

○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**四六）　二三六

○商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産・経済産業**八）　二三八

○成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（**経済産業**四八）　二三九

○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（**同**四九）　二四三

○特定家庭用機器再商品化法施行規則及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**経済産業・環境**六）　二四四

○原子力発電工作物の保安に関する命令の一部を改正する命令（**経済産業・原子力規制委**二）　二四九

○環境省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**環境**一七）　二五二

○防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を廃止する省令（**防衛**八）　二五四

○防衛省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**九）　二五五

〔規　則〕

○会計検査院法施行規則等の一部を改正する規則（**会計検査院**二）　二五六

○人事院規則一―〇（規則の法的根拠）の一部を改正する人事院規則（**人事院**一―〇―七）　二五七

○人事院規則一―三八（人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用）の一部を改正する人事院規則（**同**一―三八―三）　二五八

○人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部を改正する人事院規則（**同**二一―〇―八）　二六〇

○公正取引委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（**公正取引委**四）　二六一

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則等の一部を改正する規則（**国家公安委**一〇）　二六五

○個人情報保護委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する規則（**個人情報保護委**四）　二六四

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則の一部を改正する規則（**同**五）　二六六

○労働委員会規則の一部を改正する規則（**中央労働委**一）　二六六

〔告　示〕

○関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の規定に基づき、関係行政機関が所管する法令に基づく手続等のうち、国家公安委員会に係る手続等を定める件の一部を改正する件（**内閣府**三八一）　二七〇

○電子情報処理組織による申請等に関する告示の一部を改正する告示（**公正取引委**二）　二七五

○関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の規定に基づき、複数の行政機関の所管に係る公益法人の設立又は監督に関する手続等のうち、国家公安委員会に係る手続等を定める件及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令第六条第一項及び第七条の規定に基づき、開示請求手数料及び開示実施手数料の納付方法並びに行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令に規定する手続等を電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行う場合に必要な事項を定める件の一部を改正する件（**国家公安委**四九）　二七六